

柏教職第895号
令和7年2月25日

柏市立小中学校長 様

柏市教育委員会
教育長 田 牧 徹

事務職員の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則の改正について（通知）

このことについて、下記のとおり、柏市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正しますので、貴校職員に周知を図るとともに、次年度の貴校の校務分掌や事務職員の職務内容を定める際には、標準的な職務を踏まえつつ、各学校の規模、教職員の数、地域性、独自性、実情等についても十分に考慮されるようお願いします。

記

1 改正の概要

柏市立小学校及び中学校管理規則（昭和39年柏市教育委員会規則第1号）について、事務職員の標準的職務を適切に位置づけ、職務の明確化を図った。

2 改正内容（新旧対照表）

改正前			改正後		
(事務職員等の職及び職務) 第4条 事務職員、学校栄養職員及びその他の職員 の職及び職務は、次のとおりとする。			(事務職員等の職及び職務) 第4条 事務職員及び学校栄養職員の職及び職務 は、次のとおりとする。		
職員	職	職務	職員	職	職務
事務 職員	事務長 主査	上司の命を受け、事務を掌理する。	事務 職員	事務長 主査	上司の命を受け、事務をつかさどる。
	副主査 主事	上司の命を受け、担任事務をつかさど る。		副主査 主事	
	学校栄養職員 略			学校栄養職員 略	
その 他 の 職員	用務員	上司の命を受け、学校の環境の整備その 他の用務に従事する。			
2 略			2 教育委員会は、事務職員の校務運営への参画 の促進等を図るため、事務職員の標準的な職務 の内容その他事務職員の職務の遂行に関し必要 な事項を定めるものとする。※		
			3 略		

※別添参照…「柏市立小学校及び中学校における事務職員の標準的な職務の内容
及びその例並びに事務職員の職務の遂行に関する要領」及び【別表】

3 適用年月日

【公布】令和7年 1月30日

【施行】令和7年 4月 1日

4 公布及び施行に伴う各校における対応について

管理規則の改正を根拠とし、各校における、次年度の校務分掌や事務職員の職務内容を定めるようお願いします。校務分掌の仕組みを整理する管理職が、事務職員との対話をとおして、職務内容の具体的な見直しを前提として、事務職員の校務運営への参画の促進を図ることを目的とします。

対応の報告について、以下の Form よりお願いします

<https://forms.office.com/r/p3d6dfLhRz>

報告者	校長 もしくは 副校長・教頭
報告期限	令和7年3月25日(火)まで
報告内容	令和7年度の事務職員の職務内容の見直しについて

柏市教育委員会 教職員課
管理主事 和田 恵吾
04-7197-1115